長崎県立口加高等学校同窓会会則

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は長崎県立口加高等学校同窓会と称し、本部及び事務局を母校内におく。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り併せて母校の発展を援助することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会の事業は、次のとおりとする。
 - (1) 母校の発展に関すること。
 - (2)会誌及び名簿に関すること。
 - (3) その他必要と認める事項。

第2章 会員及び組織

(会員)

- 第4条 本会は、正会員と特別会員をもって組織する。
 - 2 正会員は、次のとおりとする。
 - (1)口加高等学校卒業生
 - (2) 口加高等女学校及びその前身校の卒業生
 - (3) 口加高等学校に在学したもので幹事会の承認をえた者。
 - 3 特別会員は、次のとおりとする。
 - (1) 母校の旧職員及び現職員, 篤志会員
 - (2) 幹事会で承認され、母校または本会を援助する者。

(組織)

第5条 本会は、前条に定める会員で構成し、別に定める支部をもって組織する。

第3章 役 員

(役員及び役員の選出)

- 第6条 本会に、次の選出により役員をおく。
 - (1) 会長は1名とし、幹事会にて公選する。
 - (2) 副会長は3名とし、幹事会にて公選する。
 - (3) 顧問は、会長を辞したもの及び会長が委嘱する者を顧問に推戴する。
 - (4) 幹事は、各地区より選出されたものと卒業年次から2名とを幹事とする。 学校現職員からも若干名選出する。
 - (5) 代表幹事は16名とし、各地区支部長をもって構成する。
 - (6) 監査委員は2名とし、幹事会で推薦されたもの2名をもって構成する。

(役員の任期)

- 第7条 本会の役員の任期については、次のように定める。
 - (1)会長の任期は2ヵ年とし、再選を妨げない。
 - (2) 副会長の任期は2ヵ年とし、再選を妨げない。
 - (3) 幹事の任期は2ヵ年とし、再選を妨げない。
 - (4) 監査委員の任期は2ヵ年とし、再選を妨げない。
 - (5) 欠員等の補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

- 第8条 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、会務を統括し、副会長は、会長を補佐する。
 - (2) 顧問は、会長の諮問に応ずる。
 - (3) 幹事は、幹事会を組織して会務を分担処理する。

第4章 事務局

(事務局員の委嘱及び任務)

第9条 事務局員は、会長が委嘱する。任務は、総会等の決定に基づき諸般の事務を処理する。

(事務局の構成)

- 第10条 事務局に次の係員をおく。
 - (1) 事務局長 1名とする。
 - (2)書記 1名とする。
 - (3) 会計 1名とする。
 - (4) 事務局員 若干名とする。

第5章 総会・執行役員会及び幹事会

(総会)

- 第11条 総会は、必要に応じて母校にて開催し、会長が招集する。
- 第12条 本会則は、総会において出席会員の過半数以上の賛成を得て決定する。ただし、会長が必要 と認める場合については、幹事会をもってこれに代え総会で報告する。

(執行役員会)

- 第13条 執行役員会は、会長、副会長及び会長が必要とする者をもって構成する。
 - 2 執行役員会は、必要に応じ開催し、会長が招集する。

(幹事会)

- 第14条 幹事会は、会長、副会長、顧問、代表幹事、幹事、監査委員をもって構成する。
 - 2 幹事会は、必要に応じ開催し、会長が招集する。
 - 3 幹事会は、諸般の審議決定を行う。

第6章 会 計

(収入)

- 第15条 本会の会計は終身会費,入会金,事業益金及び寄付金によってまかなう。
 - 2 正会員は終身会員として入会の際、終身会費2,000円を納付する。
 - 3 在校生は在学中,入会金積立金として,月額100円を納付する。
- 第16条 本会の収入は、会長が管理する。

(一般会計)

第17条 一般会計は、その年度の入会金をもって経常費にあてる。これの使途については、幹事会で審議し決定する。

(特別会計)

第18条 一般寄付金及び援助金・終身会費は特別会計とし、その運用については、幹事会で決定する。緊急の場合は会長が専決し、事後、幹事会の承認を受ける。

(会計年度期間)

第19条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとし会計報告は総会において行うことを原則とする。

(監査)

第20条 監査委員は、各年度の会計を監査し、その報告をする。

第7章 雑 則

(異動)

第21条 会員は、住所氏名の変更があった場合、その都度必ず本会に通知する。

附則

本会会則施行は、別に内規を定めて処理する。

附則

本会則の改正は、平成19年4月1日より適用する。

附則

本会則の改正は、平成21年6月13日より適用する。

長崎県立口加高等学校同窓会支部会則

(組織及び目的)

第1条 本支部会は口加高等学校同窓会員中,東京,名古屋,大阪,福岡,熊本,長崎,県北,県央,島原,有家・西有家,南有馬,北有馬,口之津,加津佐,南串山,小浜,各地支部在住者にて組織し,本部と連絡を保ち,会員相互の親睦を図ることを以て目的とする。

(役員)

- 第2条 本支部会には次の役員をおき、会務及び会計をおき、会務及び会計その他の事項について 処理する。
- (1) 支部長 1名 委員の相互とする。
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 委員 若干名 委員の互選により選出する。

(総会)

第3条 本支部総会は、年1回以上開催する。又本部との連絡を要する時は臨時に開催することができる。

(会計)

第4条 本支部の維持費は、会員より徴収する。 但し支部総会出席者の実費を以て充当することができる。

(事業及び議決)

第5条 本支部会の庶務並びに会計事業その他会務に関する事項は支部総会において行う。